

お知らせ

裁判員制度
「名簿記載通知を発送します」

問 名古屋地方裁判所裁判員係
052(203)8916

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）を送付します（令和4年1月1日時点まで20歳以上の方に限る）。

この通知は、来年2月頃から約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しただく必要はありません（実際に裁判所へお越しただく場合は、別途お知らせします）。

子ども・若者育成支援
県民運動強調月間

11月1日(月)～30日(火)

スローガン
「育てよう
自分に勝てる子 負けない子」

全国一斉
「女性の人権ホットライン」強化週間

問 名古屋法務局人権擁護部
052(952)8111

午前8時30分～午後7時
～午後5時
※11月13日(土)・14日(日)は、午前10時

▼内容／DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題について相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

※通常は、平日午前8時30分～午後5時15分
女性の人权ホットライン
0570(070)810

11月25日(木)～12月1日(水)は 犯罪被害者週間です

事件や事故は、いつ誰の身に起こるかわかりません。地域が一体となって、犯罪防止や被害に遭われてしまった方のために何ができるかを考えていきましょう。

警察では、各種相談窓口を開設し、被害者の方からの様々な電話相談に応じています。
被害者ご本人だけでなく、ご家族や友人からのご相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問 津島警察署 0(24)0110

枯草火災を 防ぎましょう

「枯草火災を防ぐポイント」
・歩きながらの喫煙はやめ、たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。



枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てによる小さな火種や放火、火の取り扱いの不注意などから瞬く間に燃え広がり、付近に建物があると大変危険です。田んぼから一人ひとりが注意することにより、枯草による火災を防ぐことができます。

「枯草除去のお願い」

消防署では、市火災予防条例に基づき、例年11月から3月にかけて市内の空き地、空き家に繁茂する枯草の状況を調査し、火災予防上危険な場所については所有者、管理者の方に対して枯草除去をお願いをしております。



問 消防本部予防課 0(26)1109

